

## (1) 通所介護の利用料

## 【基本部分：通所介護費（地域密着型）】

所要時間 (1回あたり)	利用者の要介護度	通所介護費	
		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金 (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
2 時間以上	要介護 1	3,000 円	300 円
	要介護 2	3,440 円	344 円
3 時間未満	要介護 3	3,890 円	389 円
	要介護 4	4,320 円	432 円
	要介護 5	4,770 円	477 円
3 時間以上	要介護 1	4,090 円	409 円
	要介護 2	4,690 円	469 円
	要介護 3	5,300 円	530 円
4 時間未満	要介護 4	5,890 円	589 円
	要介護 5	6,510 円	651 円
4 時間以上	要介護 1	4,280 円	428 円
	要介護 2	4,910 円	491 円
	要介護 3	5,550 円	555 円
5 時間未満	要介護 4	6,170 円	617 円
	要介護 5	6,820 円	682 円
5 時間以上	要介護 1	6,450 円	645 円
	要介護 2	7,610 円	761 円
	要介護 3	8,790 円	879 円
6 時間未満	要介護 4	9,950 円	995 円
	要介護 5	11,130 円	1,113 円
6 時間以上	要介護 1	6,660 円	666 円
	要介護 2	7,860 円	786 円
	要介護 3	9,080 円	908 円
7 時間未満	要介護 4	10,290 円	1,029 円
	要介護 5	11,500 円	1,150 円
7 時間以上	要介護 1	7,390 円	739 円
	要介護 2	8,730 円	873 円
	要介護 3	10,120 円	1,012 円
8 時間未満	要介護 4	11,500 円	1,150 円
	要介護 5	12,880 円	1,288 円
8 時間以上	要介護 1	7,680 円	768 円
	要介護 2	9,080 円	908 円
	要介護 3	10,520 円	1,052 円
9 時間未満	要介護 4	11,970 円	1,197 円
	要介護 5	13,390 円	1,339 円

(注1) 上記の基本利用料は告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

また、ご利用者様の状況に応じて2割又は3割負担となる場合がございますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
入浴介助加算	利用者の入浴介助を行った場合（1日につき）	500円	50円
認知症加算	当該加算の体制要件を満たした場合（1日につき）	600円	60円
中重度者ケア加算	当該加算の体制要件を満たした場合（1日につき）	450円	45円
個別機能訓練加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たし、利用者へ機能訓練を行った場合（1日につき）	450円	45円
個別機能訓練加算Ⅱ	※それぞれの要件を満たした上で、機能訓練を行った場合、加算Ⅰと加算Ⅱをそれぞれ算定できる。	560円	56円
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	600円	60円
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	1,500円	150円
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練などの口腔機能向上サービスを行った場合（1回につき。月2回まで）	1,500円	150円
栄養スクリーニング加算	6か月事に栄養状態について確認を行い利用者の栄養状態に係る情報を介護支援専門員に文書で共有した場合（6月に1回を限度/日）	50円	5円
ADL維持等加算(Ⅰ)	当該加算の要件を全て満たした場合	30円	3円
ADL維持等加算(Ⅱ)		60円	6円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	180円	18円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	120円	12円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60円	6円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	60円	6円
介護職員   処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （1か月につき所定単位数×） 加算Ⅰ 5.9% 加算Ⅱ 4.3% 加算Ⅲ 2.3%	左記額の1割
介護職員   処遇改善加算Ⅱ			
介護職員   処遇改善加算Ⅲ			
介護職員等特定   処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ又はⅡのどちらかを算定する。	1月の利用料金 （1か月につき所定単位数×） 加算Ⅰ 1.2% 加算Ⅱ 1.0%	左記額の1割
介護職員等特定   処遇改善加算Ⅱ			

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(2) 第1号通所事業の利用料

【基本部分：介護予防通所介護費】

	利用者の要介護度	第1号通所事業（1月につき）	
		基本利用料	利用者負担金
		※（注1）参照	（＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
1月につき	要支援 1	16,550円	1,655円
	要支援 2	33,930円	3,393円

（注1）上記の基本利用料は、告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。

なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2）介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。また、ご利用者様の状況に応じて2割又は5割負担となる場合がございますのでご注意ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件（1月につき）	加算額		
		基本利用料	利用者負担金	
生活機能向上 グループ活動加算	利用者へ日常生活上の支援のための活動を行った場合 ※ ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。	1,000 円	100 円	
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合	2,400 円	240 円	
運動器機能向上加算	利用者へ個別的な機能訓練等の運動器機能向上サービスを行った場合	2,250 円	225 円	
栄養改善加算	利用者へ栄養食事相談等の栄養改善サービスを行った場合	1,500 円	150 円	
口腔機能向上加算	利用者へ口腔清掃指導や摂食・嚥下機能訓練等の口腔機能向上サービスを行った場合	1,500 円	150 円	
選択的サービス 複数実施加算Ⅰ	利用者へ選択的サービスのうち複数のサービスを行った場合 ※ ただし、運動器機能向上加算・栄養改善加算・口腔機能向上加算のいずれかを算定している場合は算定しない。 また、加算Ⅰ又は加算Ⅱのいずれか1つを算定する。	4,800 円	480 円	
選択的サービス 複数実施加算Ⅱ		7,000 円	700 円	
事業所評価加算	当該加算の算定基準に適合し、かつ、評価対象期間中、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合	1,200 円	120 円	
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援 1	720 円	72 円
		要支援 2	1,440 円	144 円
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）ロ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援 1	480 円	48 円
		要支援 2	960 円	96 円
サービス提供体制 強化加算（Ⅱ）	当該加算の体制・人材要件を満たす場合	要支援 1	240 円	24 円
		要支援 2	480 円	48 円
介護職員 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ～Ⅲのいずれか1つを算定する。	1月の利用料金 （1か月につき所定単位数×）		左記額の1割
介護職員 処遇改善加算Ⅱ		加算Ⅰ	5.9 %	
介護職員 処遇改善加算Ⅲ		加算Ⅱ	4.3 %	
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合 ※（注3） ※加算Ⅰ又はⅡのどちらかを算定する。	1月の利用料金 （1か月につき所定単位数×）		左記額の1割
介護職員等特定 処遇改善加算Ⅱ		加算Ⅰ	1.2 %	
		加算Ⅱ	1.0 %	

（注3）当該加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

### （3）その他の費用

延長料金	利用者の希望により、サービス提供時間を超えてサービスを利用した場合、以降は一時間延長するごとに介護保険にて500円（1割負担50円）の料金を徴収いたします。 夕食を希望する方は530円にて用意させていただきます。（要予約）
食費	食事の提供を受けた場合、1回につき720円の食費をいただきます。
おむつ代	おむつやパット等の提供を受けた場合、品物に応じた実費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

### （4）キャンセル料

利用予定日の前日17：00以降に利用をキャンセルした場合は、次のとおりキャンセル料をいただきます。

なお、第1号通所事業は、利用料が月単位の定額のため、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日 17：00以降	利用者負担金 720 円

（注）利用予定日の前日17：00までのキャンセルの場合、キャンセル料金は発生しません。